

2014年6月3日

様

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二

「2014年度自治体キャラバン行動」に関する 申し入れと懇談への対応のお願い

住民の暮らしを守っての貴職の日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、例年通り別紙の「要望書」を送付いたします。

つきましては、「要望項目」について貴職と直接お会いし懇談させていただきたく、下記の点で
ご対応くださるよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. 「要望項目」について、貴自治体としてのご見解および今後の計画について、必ず「文書回答」を事前にメールでご送付ください。文書回答は届き次第、大阪社保協ホームページ「自治体キャラバン行動」のページにアップします。

なお、昨年度は豊能町と岬町以外の全市町村よりご回答をいただきました。回答書につきましては、大阪社保協ホームページ「2013年度自治体キャラバン」ページにすべてアップしておりますのでご確認ください。

2. また、懇談当日は要請項目に関連した貴自治体で作成されている市民向けの広報物（「国保のしおりや減免制度のチラシ」「生活保護のしおり・手引き」等）を参加者にご提供ください。必要枚数は今年の参加者数を参考にお願いします。なお、この間いただきましたアンケート回答につきましては、現在集約・入力中であり、出来上がり次第自治体のみならずにも懇談当日までに「資料集」として送付いたしますので、懇談当日にもお持ちください。

3. 貴自治体との「懇談」は、

 月 日（ ） 時 分から2時間 でお願いたします。

大変お忙しいとは存じますが、当日の2時間の懇談には全担当課の責任ある立場の方のご出席をお願いいたします。

なお、この日程・時間についてのお返事については、大変申し訳ありませんが、電話ではなく必ず下記のメールでいただきますようお願い申し上げます。メールは以下のアドレスおよび大阪社保協ホームページから入ることができます。

お返事なき場合は、国民健康保険担当課長あて問い合わせをさせていただきます。

大阪社会保障推進協議会

〒530-0034 大阪市北区錦町2-2 メールアドレス osakasha@poppy.ocn.ne.jp
ホームページ 「大阪社保協」と検索してください。

2014年6月3日

様

大阪社会保障推進協議会

会長 井上 賢二

【事務局】

〒530-0034大阪市北区錦町2-2国労会館

TEL 06-6354-8662 Fax06-6357-0846

メール osakasha@poppy.ocn.ne.jp

2014年度自治体キャラバン行動・要望書

住民の暮らしを守っての貴職の日頃のご尽力に敬意を表します。また、日頃より、私どもの活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

さて、今年も昨年に引き続き、下記のように要望させていただきます。

要望項目

1. 職員問題について

自治体職員の非正規化、委託化、外注などにより、自治体職員が安心して本来の責務を果たす労働条件が保障されず、結果として住民の権利保障などに支障をきたす状況にあります。

特に社会保障関連職場、教育関連職場では住民のくらしやいのちに直結するため、専門性の向上は不可欠であり、本来正規職員を配置すべきです。仮に、正規職員以外の場合であっても「均等待遇」による賃金・労働条件の確保と研修の拡充により、住民の権利保障と職員の生きがいにつながるように制度構築を行うとともに、対象者に安心して助言できる職員数の確保を強く要望します。

2. 国民健康保険・医療について

- ① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げることを。保険料については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した子ども減免(こどもの均等割は0にするなど)、低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度については住民の多くは知らないことを前提にしてホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。(減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。)なお、生活保護基準引き下げによる保険料減免と利用料減免での影響について具体的にお答えください。
- ② 「給付と収納は別」であることを徹底し、たとえ滞納をしても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらな

いこと。財産調査・差押については法令を順守し、きめ細かく面談し滞納処分をしたことによってもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法 15 条・国税徴収法 153 条にもとずき無財産・生活困窮状態の場合はただちに滞納処分の停止を行うこと。特に生活保護受給者については大阪府 2012 年 3 月 27 日付通知にもとづきただちに滞納処分の停止を行うこと。また、昨年11月の鳥取県児童手当差押事件(広島高裁松江支部)判決の趣旨を理解し、預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえないこと。

- ③ 国や大阪府から出されているこれまでの通知は、毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。
- ④ 国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。生活保護受給者に対しては滞納処分の停止の対象となることを生活保護担当課にも周知徹底すること。
- ⑤ 国民健康保険運営協議会は住民参加・住民代表の公募・全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録を作成しホームページで公開とすること。
- ⑥ 2015 年度「財政共同安定化事業」1 円化にむけては、大阪府が一方的に算定方法を決め、大規模自治体のみが一人勝ちをし、その他の自治体が交付より拠出が大幅に上回るために保険料値上げをしなければならないという事態を絶対に起こさないよう市町村として意見をだすこと。
- ⑦ 福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。
- ⑧ 無料低額診療事業を実施している最新の医療機関名簿を国保課等カウンターに常時配架すること。

3. 健診について

- ① 特定健診は国基準に上乘せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。
- ② がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。
- ③ 人間ドック助成を行うこと。
- ④ 日曜健診、出張健診を積極的に行うとともに、委託事業所への補助を行うこと。

4. 介護保険について

- ① 第5期介護保険事業会計の見通しを明らかにするとともに、第6期介護保険料については、特に基準額以下の段階を国の段階よりも引き下げ×0.1 や 0.2 などを作る。その場合、一般会計からの繰入を行い、保険料全体で調整しないこと。また本人課税の段階についてより多段階化をし、例えば所得 200 万円と 400 万円の人が同じ保険料となるような不公平な保険料とならないように配慮すること。低所得者に対する独自の保険料減免制度を改善すること。
- ② 国庫負担割合の引上げを国に求めること
- ③ 直近の要支援者の訪問介護・通所介護利用者数及び実態を明らかにし、これらの利用者のサービスを第6期以降においても継続すること。要支援者の訪問介護・通所介護については、

利用者のサービス選択権を保障し、希望するすべての利用者には既存のサービスを提供できるようにすること。「多様な主体による多様なサービス」について確保の見通しについて明らかにすること。「新しい総合事業」を実施する自治体の体制(担当課、担当職員数、委託先団体、連携先等)を明らかにすること

- ④利用者負担割合を引上げなご。国負担で低所得者の介護保険利用料軽減を行うよう求めるとともに、補足給付の対象に資産要件を盛り込まないよう国にもとめること。国が制度化するまでは市町村として独自減免を行うこと。
- ⑤行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。大阪府に対してサービス付き高齢者向け住宅をはじめ、府内で急増している高齢者住宅について実態を把握して、悪質なものについてはきびしく規制するよう要請すること。
- ⑥不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。
- ⑦第6期介護保険事業計画策定に当たっては「日常生活圏域部会」を設置し、中学校区ごとの調査を踏まえて日常圏域ごとの計画を策定すること。また、地域包括支援センターも日常生活圏域に1カ所設置すること。

5. 障害者の65歳問題について

- ①介護保険第1号被保険者となった障害者に対し、一律に介護保険サービスを優先することなく厚生労働省通知(平成19年3月28日付)をふまえ、本人のニーズや状況を踏まえた柔軟な支給決定を行なうこと。
- ②64歳までの障害者サービス利用時と同様に住民税非課税世帯には利用料無料とすること。

6. 生活保護について

- ①ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。
- ②自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにする。こと。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。
- ③申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の間を確保すること。
- ④通院や就職活動などのための移送費(交通費)を法令通り支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。
- ⑤国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらぬこと。

- ⑥自動車の保有を認めること。枚方生活保護自動車保有訴訟の判決内容を実施機関に徹底すること。
- ⑦警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。
- ⑧介護扶助の自弁を強要しないこと。ケースワーカーがケアプランへの不当な介入を行ったり指導をしないこと。

7. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ①こども医療費助成制度は、2013 年 4 月段階で 1) 全国 1742 自治体中 984 自治体(56.4%)が完全無料、2) 1349 自治体(77.4%)が所得制限なし、3) 831 自治体(47.7%)が通院中学校卒業まで、155 自治体(8.9%)が高校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪ではこの 3 要件を全てクリアしている自治体は 1 つもなく、全国最低レベルである。一刻も早く、外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。さらに大阪府に対して全国並み(通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担無し)拡充をすすめるよう強く要望すること。
- ②妊婦検診を全国並み(14 回、11 万円程度)の補助とすること。
- ③就学援助の適用条件については生活保護基準 1.3 倍以上とし所得でみること。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第 1 回支給月は出費のかさむ 4 月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。昨年 8 月、今年 4 月の生活保護基準引下げがどのように影響したかについて具体的な数値で説明すること。また、影響が出ないようにどのような対策をとったのか明らかにすること。
- ④子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」「一人親世帯家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。
- ⑤独自の「こども手当」など現金支給制度を実施し、子育て世代の生活支援を行うこと。
- ⑥中学校給食は自校式・完全給食・全員喫食とすること。
- ⑦ここ 10 年間の人口流入・流出についての動向とその原因分析、さらに少子化対策、現役世代の定着のためにどのような施策を展開しているのかについてお知らせいただきたい。